

## 1 申請概要

随時申請の方法は「電子申請」と「紙申請」の2通りあり、本案内では「電子申請」による申請方法について記載しております。「紙申請」については、静岡県ホームページ「建設業のひろば」の入札参加資格申請 建設工事<令和7・8年度随時申請>・紙申請を御確認ください。

なお、共同企業体（経常）、事業協同組合は紙申請のみとなりますので御了承ください。また、経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄について「無」があるが、事業所単位で加入している方、若しくは結果通知書の受領後に加入又は適用除外になった方（社会保険審査が必要な方）についても、紙申請のみとなりますので御注意ください。

## 2 申請の要件

申請に当たっては、下記の要件を満たしている必要があります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 審査基準日（決算日）が申請しようとする日の前1年7か月以内である経営事項審査を受けていること。
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ④ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く。）こと。

## 電子申請

### 1 電子申請の概要

\* 申請システムは、定期申請時と同様、「ふじのくに電子申請サービス」により受け付けます。

電子申請サービスは、時間内であればいつでも申請が可能です。なお、電子入札システムとは別システムですので、ICカードは必要ありません。ふじのくに電子申請サービスに関する情報及び申請方法のマニュアル等は、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載しております。

【静岡県公式ホームページのトップページから、

「テーマから探す」→「まちづくり・県土づくり」→「公共工事」→「建設業のひろば」→

「入札参加資格申請・変更手続き」→建設工事「令和7・8年度建設工事・土木施設維持管理業務随時受付（電子申請）」】

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028908.html>

### <電子申請の場合の留意点>

- ① 電子申請を行う「ふじのくに電子申請サービス」のURLは以下のとおりです。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

- ② 初回のみ（過去にふじのくに電子申請サービスを利用したことがなく、利用者IDを保有していない場合）、トップメニュー上にある「利用者登録」より利用者登録を行ってください。（昨年度以前にふじのくに電子申請サービスにより入札参加資格申請手続を行った場合、同じID・パスワードを使用できます。建設工事、維持管理業務ともに同一ID・パスワードで申請可能です。）
- ③ 行政書士等が代理で申請行為を行う場合は、代理申請者自身が利用者IDを取得してください。
- ④ 電子申請は県庁へ出向く必要はありませんが、申請書及び添付書類を後日郵送していただきます。

## 2 電子申請の流れ

### ① 利用者情報登録

電子申請サービスで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。インターネットでふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

○「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」→「③添付書類等の準備」へ

○「登録内容に変更がない場合」→修正不要→「③添付書類等の準備」へ

### ② ID・パスワードの発行

申請者宛て（ID取得時のメールアドレス宛て）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

### ③ 添付書類等の準備

⑦添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

### ④ 電子申請

インターネットで電子申請サービスにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「建設工事」等のワードで検索をし、「令和7・8年度入札参加資格随時申請（建設工事）」を選び、申請内容を入力し、送信してください。

（電子申請入力期間）毎月10日まで

上記期間中であれば、土日夜間等でも申請入力できますが、問い合わせには対応しかねますので、平日の9:00～17:00の入力を御検討ください。

### ⑤ 申込完了通知メールの送付

電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」が送信されます。

### ⑥ 受理通知メールの送付

### ⑦ 添付書類等の郵送

次ページ以降の案内記載の必要書類及び電子メールを御確認の上、建設業課宛てに提出書類を郵送してください。（受理通知メール送付日の翌日から7日以内に必着。）

なお、電子申請サービスから出力する郵送書類は、必ず当課からの「受理通知メール」を受け取った後に印刷してください。

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。（電子申請を受理した後にも、郵送書類等の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御注意ください。）

### 入札参加資格者名簿への登載

月末に、県ホームページ「建設業のひろば」の入札参加資格者名簿を更新します。名簿への登載をもって資格認定とします。今回から、資格認定通知の発行はありません。

### 3 電子申請サービス入力項目及び郵送書類等

#### ①システム入力項目

入力項目	摘要
1 申請区分	電子申請サービス画面に従って入力
2 本社	電子申請サービス画面に従って入力
3 委任先営業所	電子申請サービス画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との契約締結権限を営業所長等に委任する場合のみ内容入力。委任する工事業種は4の資格申請業種で入力。
4 代理人情報	電子申請サービス画面に従って入力 ※行政書士等の者が代理申請する場合のみ内容入力
5 資格申請業種	電子申請サービス画面に従って入力

#### ②郵送書類等（書類の送付については、静岡県から書類郵送の依頼メール（受理通知メール）が届いた後に行ってください。）

※様式の入手方法は、6ページの「4 様式のダウンロード」を参照

郵送書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷し、申請日を記入。 <印刷方法> ふじのくに電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→ページ最下部の「PDFファイルを出力する」をクリック→印刷
2 申込内容印刷：申込詳細	全業者	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷。 <印刷方法> ふじのくに電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→申込内容右上の「申込内容印刷」をクリック→印刷
3 工事経歴書	全業者	様式6（1業種につき主なもの10件以内）
4 経営規模等評価（経審）の結果通知書の写し	全業者	審査基準日が申請しようとする日の前1年7か月以内であるもの。
5 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意（参考様式あり） （「営業所」は、建設業法上の営業所とされている必要があります。） 委任期間は必ず記入（通常は「認定予定日から令和9年3月31日」まで）

<p>6 納税証明書 (写し可、申請日以前3か月以内のもの)</p> <p>① 静岡県税納税証明書</p> <p>② 消費税及び地方消費税の納税証明書</p>	<p>県内に本店または営業所がある場合</p> <p>全業者</p>	<p>県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明書。</p> <p>所轄の税務署で交付。完納していることの証明書(その3、その3の2又はその3の3)。</p>
<p>7 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>認証内容が建設工事に関わるものに限る。令和6年12月31日が有効期間内のもの。</p>
<p>8 ISO14001 の認定取得を証する書類(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>令和6年12月31日が有効期間内のもの。</p>
<p>9 エコアクション21の登録を証する書類(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>令和6年12月31日が有効期間内のもの。</p>
<p>10 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>令和6年12月31日時点で加入していることを証する書類(加入証明書又は令和6年度の会費納入を証する書類。必ずどちらかを提出。)</p>
<p>11 静岡県優秀施工者表彰の表彰状(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>過去(平成4年度の表彰制度創設以来)に当該表彰を受賞し、かつ令和6年12月31日時点で在籍している者のもの。静岡県部長・参事・所長等の表彰ではなく、知事名の表彰状であること。</p>
<p>12 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣(建設大臣)顕彰)の顕彰状(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>過去(平成4年度の表彰制度創設以降)に当該顕彰を受賞し、かつ令和6年12月31日時点で在籍している者のもの。</p>
<p>13 技能マイスターの認定証(写し)</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>令和6年12月31日時点で在籍している者のもの。</p>
<p>14 1級有資格者確認票</p>	<p>土木一式、建築一式のいずれか又は両方を申請する場合は提出</p>	<p>様式7 申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載(土木-5人まで、建築-2人まで) ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること(資格合格認定書又は経営事項審査申請書中の受付印入りの別紙二(技術職員名簿)等)</p>
<p>15 監理技術者資格者証(写し)及び監理技術者講習修了を証するもの(写し)</p> <p>※監理技術者資格者証の裏面が修了証となる場合あり。</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月31日時点で在籍する監理技術者1名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること。</li> <li>・10名以上所属する場合、10名分まで提出。(11名以上は加対象外)</li> <li>・資格者証明・講習修了証明は令和6年12月31日が有効期間内であるもので、申請者に所属することが確認できること。</li> </ul>

<p>16 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書</p>	<p>静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ</p>	<p>様式1-5 ※記載対象工事がない場合は提出不要。</p>
<p>17 消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<p>令和6年12月31日時点で認定を受けているもの。 市町にて交付。</p>
<p>18 建設機械の保有及びリースを証する書類（写し）</p> <p>※リースの場合は、リース期間が1年7か月を超え、令和6年12月31日を契約期間に含む場合のみ</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における<u>応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月31日時点で保有する建設機械1台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表等の写しを一組として添付すること。</li> <li>・土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）の場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項を添付すること。</li> <li>※特定自主検査記録表、自動車検査証記録事項については、令和6年1月～12月の間に検査を受けていることがわかるものを添付すること</li> <li>・最大で10台分まで。</li> <li>※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）及び移動式クレーン</li> </ul>
<p>19 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に講習を受講していること。</li> <li>・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること。</li> </ul>
<p>20 建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月31日時点で事業者登録が完了していること。</li> <li>・以下の①～③のいずれかの書類を提出（原則、①の書類とする。）</li> <li>①事業者ログイン画面の写し</li> <li>②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ）</li> <li>③事業者登録の完了メールの写し</li> </ul>
<p>21 若手技術者配置確認通知書（写し）</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県が発注した工事で、令和5年1月1日から令和6年12月31日までに完成し、若手技術者配置確認通知書を交付されていること。（詳細は若手技術者育成入札実施要領参照）</li> </ul>
<p>22 小規模修繕等業務委託の契約書（写し）</p>	<p>土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県発注の小規模修繕等業務委託を受注し、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に業務を完遂していること。</li> <li>・想定業務は以下のとおり。 道路維持修繕、道路雪氷対策、道路照明施設修繕、舗装補修、冠水対応、河川維持修繕、公共物（水門、トンネル）等の保守点検業務</li> </ul>

23 パートナーシップ構築宣言登録企業であることを証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月31日までに、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストに、企業名及び宣言文が掲載されていること。</li> <li>・以下の①及び②の両方を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストのページで、「企業名で検索」をクリックし、自社名を入力の上検索した結果のページを印刷したもの</li> <li>②宣言文</li> </ul> </li> </ul>
24 誓約書（原本）	全業者	様式8
25 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類。

※「県内業者」…主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者  
「県外業者」…主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱う。

#### 4 様式のダウンロード

様式は、静岡県ホームページからダウンロードできます。アクセス方法は以下のとおりです。

■トップページから、「目的から探す」→「申請書ダウンロード」→「交通基盤部」→「建設経済局建設業課」→「令和7・8年度随時申請用（建設工事）入札参加資格申請書等」  
<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

#### 5 書類の郵送先

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課 宛て

※郵送封筒表面に朱書きで「**入札参加資格申請提出書類 在中**」と記載してください。

※土木施設維持管理業務の入札参加資格申請を併せて行う方は、土木施設維持管理業務の申請書類も同封の上、郵送してください。

#### 6 その他

申請内容（添付書類を含む。）に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。

<問合せ先>

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

TEL 054-221-3059

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp